

公 募 に つ い て の 説 明 書

1 件 名

令和7年分確定申告テレフォンセンター岡山会場借上業務

2 仕 様

別添「令和7年分確定申告テレフォンセンター（岡山テレフォンセンター）会場借上仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 使用期間

別添仕様書のとおり

4 公募について参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去1年間において損害賠償請求等を受けたことがない者であること。
- (6) 当局の仕様の条件を満たす建物を所有又は管理している者であること。

5 申込書等の提出

(1) 申込書等の提出先

広島国税局 総務部会計課経費係

(2) 申込書等の提出期限

令和7年10月30日（木） 17時00分

(3) 申込書等の提出方法

申込書等の提出は、次のいずれか方法により提出すること。

① 持参による提出

持参による申込書等の提出を希望する場合には、以下の場所に提出すること。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

広島国税局 総務部会計課経費係

② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による提出。

③ 上記①又は②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記5(2)に示す申込書等の提出期限までに下記9(2)イの問い合わせ先に連絡すること。

(4) 申込書等の提出書類

イ 提出書類

以下の書類を各 1 部提出すること。

- (イ) 別紙 1 「申込書」
- (ロ) 別紙 2 「指名停止等に関する申出書」
- (ハ) 別紙 3 「誓約書（役員等名簿を含む）」
- (ニ) 提案者の概要が分かるもの（企業概要等）

ロ 留意事項

- (イ) 公募に参加しようとする者は、募集の公示、公募についての説明書及び仕様書の内容を十分承知しておくこと。
- (ロ) 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
- (ハ) 申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

契約締結後、「公共調達の適正化について」（平成18年 8 月 25 日付財計第2017号）に基づき、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額等について、公表するものとする。

また、当該契約書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第 4 条に定める開示の請求があった場合には、同法に基づき開示する。

7 契約者の決定方法

(1) 申込みが 1 者の場合

当局の仕様に合致している場合で、かつ、見積金額が当局の予定価格の範囲内の場合は、契約の相手方とする。

(2) 申込みが 2 者以上の場合

入札により決定する。

8 申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

9 その他

(1) 見積書の提出

イ 見積書の提出期限

当局の指示に従い速やかに提出する。

ロ 見積書の提出場所

広島国税局 総務部会計課経費係（ただし、宛先名は「支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長」）とする。

(2) 問合せ先

イ 手続きに関する問合せ先

広島国税局 総務部会計課経費係 内野 伸弥
電話 082-578-5955 (内線3652)

ロ 仕様に関する問合せ先

広島国税局 課税第一部個人課税課監理第二係 谷 真由美
電話 082-578-5955 (内線3955)

(3) 「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は「令和7年分確定申告テレフォンセンター岡山会場借上業務」のための
ものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(4) その他

この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職
員の指示に従うこと。

別紙 1

申 込 書

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長 殿

「令和 7 年分確定申告テレフォンセンター岡山会場借上業務」に申込みを行います。

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者

別紙 2

指名停止等に関する申出書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名
又は
会 社 名

代表者氏名

「令和 7 年分確定申告テレフォンセンター岡山会場借上業務」に申し込むに当たり、当社は、各省各
庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。
また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を
提示するとともに、本入札には参加いたしません。

誓 約 書

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 阪垣 幸依知（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和7年分確定申告テレホンセンター岡山会場借上業務に関し、下記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

第1条（本契約の目的／信義誠実の原則）

- 1 本契約は、別添仕様書に基づき、本業務に関する事項を定めるものである。
- 2 乙は、乙の管理する別紙1「借上対象施設概要書」の対象施設（以下「賃貸借施設」という。）について、仕様書に基づき本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

第2条（使用用途）

甲は、賃貸借施設を本業務の用に供するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第3条（賃貸借期間）

賃貸借期間は、令和8年1月13日（火）から令和8年3月17日（火）までとする。

第4条（契約金額）

- 1 契約金額は、〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）〇〇〇,〇〇〇円を含む。）とする。
- 2 前項の消費税額等は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき計算した額である。
なお、契約期間中において、消費税率の改正が施行された後には、消費税額等については、改正後の税率によるものとする。

第5条（中途解約）

賃貸借期間中に解約しようとするときは、甲又は乙は、相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。

第6条（契約保証金）

甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第7条（権利、義務の譲渡等の禁止）

- 1 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の

効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第8条（下請け、委任等の禁止）

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第9条（応札条件の維持）

乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

第10条（費用負担）

賃貸借施設の維持保全に通常必要な費用及び使用に関連して生ずる費用のうち別紙1「借上対象施設概要書」の附帯事項以外は乙の負担とする。

第11条（抵当権の設定等）

乙は、賃貸借施設につき第三者に抵当権を設定し又は所有権を移転しようとする場合は、あらかじめ甲に書面により通知しなければならない。

第12条（甲の管理義務）

甲は賃貸借施設を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

第13条（建物等の転貸等）

甲は、乙の承認を得ないで、賃貸借施設の全部及び一部を転貸し、もしくは使用させあるいは担保に供してはならない。

第14条（秘密の保持）

- 1 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持するものとし、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類及びデータ等がある場合は、本契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、自らの従事者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 乙は、本契約終了後速やかに、乙の保有する秘密情報等のすべてについて、甲の指示に従い返却又は消去しなければならない。
- 5 乙は、秘密情報の漏えいのおそれがあると認められる場合には直ちに甲へ連絡するものとし、その対応に係る甲の指示に従わなければならない。
- 6 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。
- 7 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して第4条に定める契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。この場合、乙は、甲、国税庁、国税局及び税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）が実際に被った損害について、第30条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 8 乙は、個人情報に関する取扱いについては、別紙2を遵守しなければならない。
- 9 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第15条（事情変更）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面により定めるものとする。

第16条（監督等）

- 1 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員及び甲が個別に指定する職員（以下「監督職員等」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員等の監督又は指示に従わなければならない。

第17条（業務完了及び納期遅延）

- 1 乙は、賃貸借期間の始期（以下「納期」という。）までに賃貸借施設を提供することができないと見込まれるときは、直ちにその理由及び提供予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 2 乙の責に帰すべき事由による納期遅延のあった場合には、乙は、違約罰として、甲に対し、遅延日数に応じ、第4条に定める契約金額に対して、年2.5%の遅延損害金を納付するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第30条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第18条（検査）

- 1 乙は、本業務を終了したときには、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員及び甲が個別に指定する職員（以下「検査職員等」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員等をして検査を行わなければならない。
- 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 5 検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員等の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
- 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

第19条（契約金額の請求及び支払）

- 1 乙は賃貸借期間終了後、第4条に定める契約金額を支払請求書により、甲へ請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、乙の指定する金融機関の口座に振込みにより支払う。
- 2 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する条項に定めるところによる。

第20条（施設等の修繕等）

- 1 賃貸借施設の維持保全に必要な修理箇所が生じたときは、甲は速やかにその旨を乙に通知しなければならない。
- 2 前項の修理は、甲がその費用を負担して実施するものとする。

第21条（施設等への立入り）

- 1 乙又はその代理人及び使用人は、賃貸借施設の保全、衛生その他管理上必要があるときは、あらかじめ甲に通知した上で、賃貸借施設に立入り、点検し、適宜の措置を講ずることができる。
ただし、非常の場合、乙があらかじめこの旨を通知することができないときは、事後速やかに甲に報告するものとする。
- 2 前項の場合、甲は、乙の措置に協力しなければならない。

第22条（施設等の撤去）

- 1 この契約が終了したときは、甲は賃貸借施設を乙に引渡すものとする。
- 2 甲は、賃貸借施設の引渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、賃貸借施設の保全等に支出した必要経費、有益費の償還及び賃貸借施設に自己の費用をもって施設した設備等の買取りを乙に請求することはできない。

第23条（業務の完了後における説明等）

乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第24条（契約不適合責任）

- 1 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
 - (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
 - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
 - (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第25条（解除）

- 1 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (2) 相当の理由なく、納期までに本業務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (5) 著しい納期の遅延があったとき。
 - (6) 第18条に定める再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第24条に定める甲の請求に応じないとき。
 - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (11) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。

- (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 2 甲が前項により本契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、第4条に定める契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求できるものとする。
 - 3 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は、本条第1項の解除をしない場合でも、乙に対して、第4条に定める契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。ただし、乙が第14条の義務に違反した場合には、同条第7項を適用するものとする。
 - 4 前2項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第30条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
 - 5 甲が第1項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

第26条（本契約の任意解約等）

- 1 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
 - (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

第27条（談合等の不正行為に係る解除）

- 1 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第28条（談合等の不正行為に係る違約金）

- 1 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一

部を解除するか否かにかかわらず、第4条に定める契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、第4条に定める契約金額の100分の10に相当する金額のほか、第4条に定める契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項、（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第30条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

第29条（調査）

- 1 甲は、必要と認める場合には、乙に対し、期限を示して、その本契約又は資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない

ない。

- 3 第1項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、第4条に定める契約金額の100分の30に相当する金額を、違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第30条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第30条（損害賠償）

- 1 乙は、債務不履行に基づき甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が国民等に支払を命ぜられた金額、甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用及び訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

第31条（賠償金等の徴収）

- 1 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0%の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

第32条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第33条（法律、規格等の遵守）

乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第34条（紛争の解決）

本契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする訴訟手続によって解決するものとする。

第35条（人権尊重努力義務）

乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第36条（補則）

本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年〇月〇日

甲 広島市中区上八丁堀 6 番30号
 支出負担行為担当官
 広島国税局総務部次長 阪垣 幸依知

乙

借上対象施設概要書

【借上会場】

住所

施設名称

会場名称

(付随事項)

- 1 暖房等使用料については、会場借料に含める。
- 2 照明設備使用料については、会場借料に含める。
- 3 電気使用料については、会場借料に含める。

上記以外の詳細については、仕様書のとおりとする。

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によつても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

(1) 個人情報の取扱い責任者

(2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者

(3) 個人情報の授受、移送方法

(4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法

(5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

(6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

**令和 7 年分確定申告テレフォンセンター（岡山テレフォンセンター）
会場借上仕様書**

1 仕様の概要

広島国税局（以下「当局」という。）が設置し運営する「確定申告テレフォンセンター（岡山テレフォンセンター）」の会場として借上げを行う。

2 借上期間等

(1) 借上（見込）期間

令和 8 年 1 月 13 日（火）から令和 8 年 3 月 17 日（火）の間の連続する 64 日間とする。

なお、機器等の搬入・設置、試験実験及び機器等撤去を含めて、この期間を通じて占有することが可能であること（期間中の土日祝日及び夜間を含む。）。

(2) 借上（見込）期間の詳細

イ 会場設営 令和 8 年 1 月 13 日（火）～ 令和 8 年 1 月 20 日（火）（8 日間）

ロ 会場設置 令和 8 年 1 月 21 日（水）～ 令和 8 年 3 月 16 日（月）（55 日間）

ハ 会場撤去 令和 8 年 3 月 17 日（火）

(3) 借上会場の使用（見込）時間

原則として、8 時 15 分から 17 時 30 分までの間とする（準備時間及び後片付け時間を含む。）。

ただし、当局が行う業務上、やむを得ない事情により使用時間を変更する場合があっても、受託者は異議を申し立てないこと。

なお、使用時間以外の時間に他者（社）への会場の貸出しはしないこと。

3 借上会場の立地条件等

公共交通機関が発達した利便性の良い場所であり、かつ、J R 岡山駅から半径 2 km 以内に所在すること。

4 借上会場の設備条件等

(1) 電力量及び電源容量の確保

借上会場内において当局が設置するインターネット用パソコン（11 台程度）及びコピー機（1 台程度）（以下「パソコン等」という。）について、常時安定した使用が可能となる電力量及び電源容量を有した施設であること（パソコン等の設置数量について変更する場合があるが、異議を申し立てない。）。

なお、契約締結後、電力量及び電源容量の調査に必要な書類（配線図及び電力（電圧）量が確認可能な書類）を、下記 8 (1) の担当者宛に提出すること。

また、当局において調査した結果、電力量及び電源容量が不足すると認められた場合には、別途所要の工事を行うことが可能であること。

おって、施工方法等については、別途協議する。

(2) インターネット環境等の確保

イ インターネットが使用可能な環境を有しており、上記 1 を運営するために必要な機器等の設置が可能であること。

なお、借上会場内において、インターネットを使用するための回線工事（増設を含む。）が可能であること。

おって、施工方法等については、別途協議する。

ロ 音声通信に必要な帯域確保型の光通信回線が建物内に引き込まれていること、若しくは、使用（見込）開始日までに引込み可能であること。

なお、光通信回線の引込み及び敷設工事に係る付帯工事（配管工事及び光回線配線盤基盤工事等）が発生する場合、受託者の負担によりこれを実施すること。

(3) 施錠可能な会場

借上会場は個別に施錠可能であること。

(4) 収容人員等

イ 当局の管理者 1 名及び従事員最大 10 名が着席して従事可能なスペース（床面積がおおむね 40 坪以上）を確保することが可能であること。

ロ 同時に 5 名程度の者が飲食可能な休憩室（適宜の広さで、机及び椅子を配置したもの。なお、可動式間仕切り等で分離したものでも差し支えない。）を 1 室以上確保することが可能であること。

ハ 建物及びビル共用部から、業務を実施するスペースが見えないような措置を講じることが可能であること。

(5) 駐車場

借上会場の敷地内に 10 台程度の駐車スペースがあること。

5 賃借料等

(1) 上記賃貸期間に係る賃借料は、月数計算によらず、使用日数により算出したものとする。

(2) 賃貸借期間の暖房費、照明設備使用料及びパソコン等持込備品等に係る電気使用料は、賃借料に含める。

6 契約及び支払いの方法等

(1) 契約方法

業者決定後、契約書を作成し契約を締結する。

(2) 支払方法

支払いは、賃貸借期間満了後、受託者から適法な請求書を受理した後、国庫金振込により行う。

7 その他

(1) 仕様書に示してあるもの以外の賃貸借施設の維持保全に通常必要な費用及び使用に

関連して生ずる費用は、受託者の負担とする。

- (2) 当局又は従事員において、当該テレフォンセンターの運営上必要な備品を持ち込み、使用する場合がありますが、受託者は異議を申し立てない。
- (3) 通常の利用の中で生じた汚れ等についての清掃は、受託者が行う。
- (4) 会場の設営については、契約締結後、下記 8(1)の担当者から別途指示する。
- (5) その他、仕様書に記載のない事項については、別途協議する。

8 担当者

- (1) この仕様書の内容に関する担当者

広島国税局 課税第一部個人課税課 監理第二係 谷 真由美

連絡先：Tel 082-578-5955（内線 3955）

- (2) 契約等に関する担当者

広島国税局 総務部会計課 経費係 内野 伸弥

連絡先：Tel 082-578-5955（内線 3646）